



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和6年7月29日

【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長 洞口 宗彦

監察監督官 金子 貴範

(直通電話) 022-299-8838

令和6年6月建設一斉監督の実施結果 ～約4割の工事で法違反を確認～

宮城労働局（局長 おやけ えいさく 小宅 栄作）は、全国安全週間の準備期間（令和6年6月1日から同月30日まで）に県内の労働基準監督署が建設工事を対象として一斉に実施した監督指導（以下「建設一斉監督」という。）の結果を取りまとめましたので、公表します。

今年1月から6月末までの県内における労働災害発生状況は、全業種では休業4日以上死傷者は974人と前年同時期と比べ77人減少し、死亡者は6人と前年同時期と比べ1人減少しています。建設業については死傷者124人（前年同期比+1人）、死亡者0人（前年同期比-4人）となっています。また、建設業において発生している労働災害のうち、事故の型別では墜落・転落災害が最多（42人）であり、約3割を占めております。

このようなことから、今回、墜落・転落によるものをはじめとした労働災害防止を目的に建設一斉監督を実施しました。引き続き、建設工事に対する監督指導を実施するなどして労働災害防止に取り組んでまいります。

【概要】（詳細は別紙のとおり）

1 対象工事現場数等

監督指導を実施した工事数	117	（建築72、土木28、その他17）
上記のうち法違反を認めた工事数	46	（上記工事数に対する割合 39.3%）

2 主な違反事項別工事数

① 元請事業者等の講ずべき措置	37
② 足場・作業床に係る墜落防止措置等	29
③ 建設機械等に係る措置	7

※ 1つの現場で複数の法違反が認められた場合があるため、合計は全体の違反現場数と一致しません。

3 使用停止命令等*を行った工事数 6

※ 使用停止命令等とは、特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行う行政処分です。対象となった機械や作業場所等について安全に作業ができることが確認されるまでの間、その使用や立ち入りなどが禁止されます。

4 WBGTを把握していた工事数 94

※ WBGT（湿球黒球温度：Wet Bulb Globe Temperature、暑さ指数）は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数であり、作業場所に、WBGT 指数計を設置する等により、WBGT 値を把握することが望まれます。

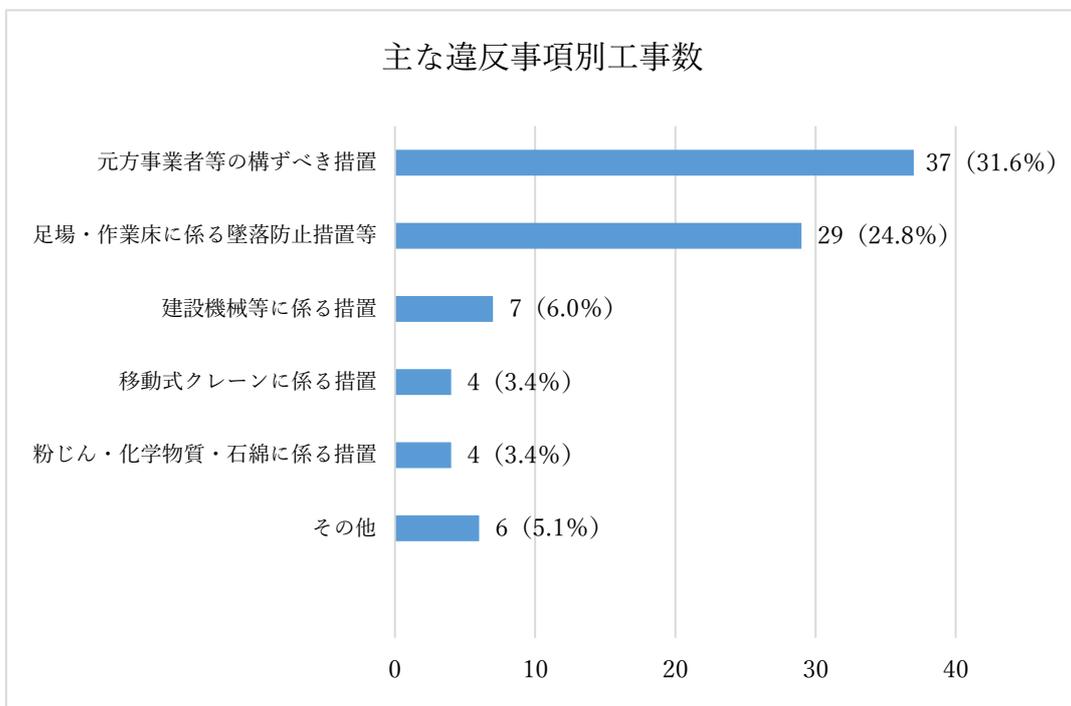
1 建設一斉監督の結果

(1) 監督を実施した工事現場における法令違反のあった現場数は次のとおりです。

工 事 別	監督実施 現場数	違反があった 現場数		違反率
			使用停止命 令書等交付 現場数	
建 築 工 事	72	28	3	38.9%
土 木 工 事	28	11	1	39.3%
その他の工事	17	7	2	41.2%

(2) 主な法令違反の状況及び違反事例

① 主な法令違反の状況は、次のとおりです。



② 各工事種別における法令違反の状況及び違反事例は次のとおりです。

■ 建築工事

主な違反事項	主な違反事例
元請事業者等の構ずべき措置 (26 現場)	・ 下請事業者が労働安全衛生関係法令に反しない ように指導していない (法 29 条)

足場・作業床に係る 墜落防止措置等 (23 現場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場からの墜落防止措置として手すり・中さん等が未設置 (則 563 条) ・ 足場からの物体落下防止措置として巾木等が未設置 (則 563 条) ・ 足場に安全な昇降設備が未設置 (則 526 条) ・ 足場と躯体間を往来する際の墜落防止措置が講じられていない (則 519 条等)
移動式クレーンに係る措置 (2 現場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業計画未策定 (ク則 66 条の 2)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDS が備え付けられていない (法 101) ・ 作業主任者の氏名等の未掲示 (則 18) など

※ 「法」=労働安全衛生法、「則」=労働安全衛生規則、「ク則」=クレーン等安全規則

■土木工事

主な違反事項	主な違反事例
元請事業者等の講ずべき措置 (6 現場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者が労働安全衛生関係法令に反しないように指導していない (法 29 条)
建設機械等に係る措置 (7 現場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両系建設機械の作業計画未策定 (則 155 条) ・ 車両系建設機械との接触の危険がある箇所に労働者を立ち入らせている (則 158 条) ・ 用途外使用 (クレーンモードに切り替えることなく、車両系建設機械で荷を吊りあげた) (則 164 条)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場に墜落防止措置として手すり・中さん等が未設置 (則 563 条) ・ 呼吸用保護具未着用 (粉じん則 27 条) など

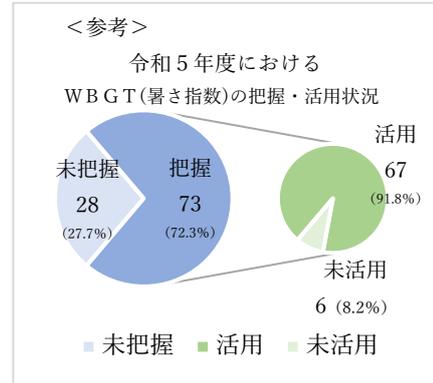
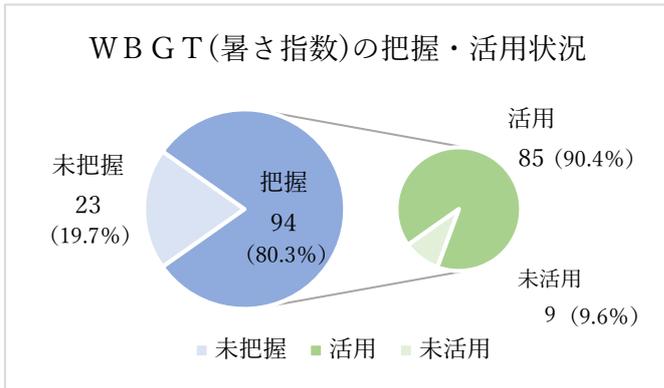
※ 「粉じん則」=粉じん障害防止規則

■その他 (解体工事など)

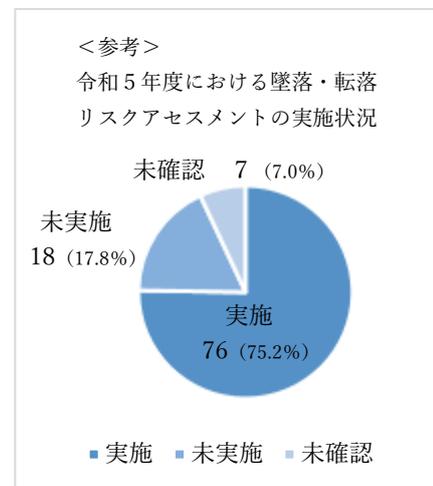
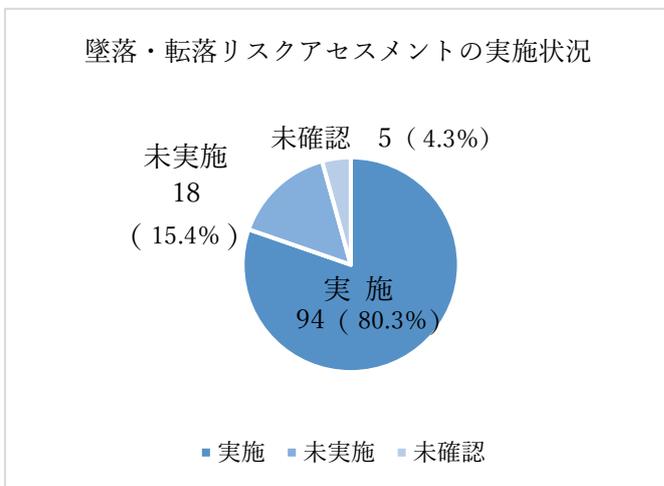
主な違反事項	主な違反事例
元請事業者等の講ずべき措置 (5 現場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者が労働安全衛生関係法令に反しないように指導していない (法 29 条)
足場・作業床に係る 墜落防止措置等 (4 現場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場に墜落防止措置として手すり・中さん等が未設置 (則 563 条) ・ 屋根上での作業にあたり、屋根端部からの墜落防止措置が講じられていない (則 519 条) ・ 足場の点検者未指名 (則 567 条)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿事前調査結果未掲示 (石綿則 3 条) ・ 石綿事前調査結果の未報告 (石綿則 4 条の 2) など

※ 「石綿則」=石綿障害防止規則

(3) WBGT（暑さ指数）の把握・活用状況

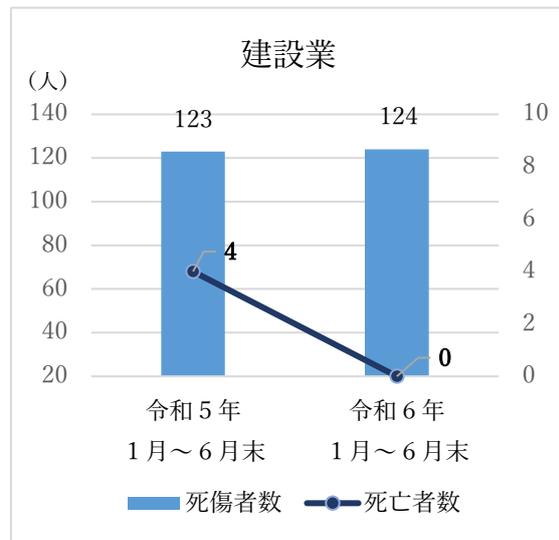
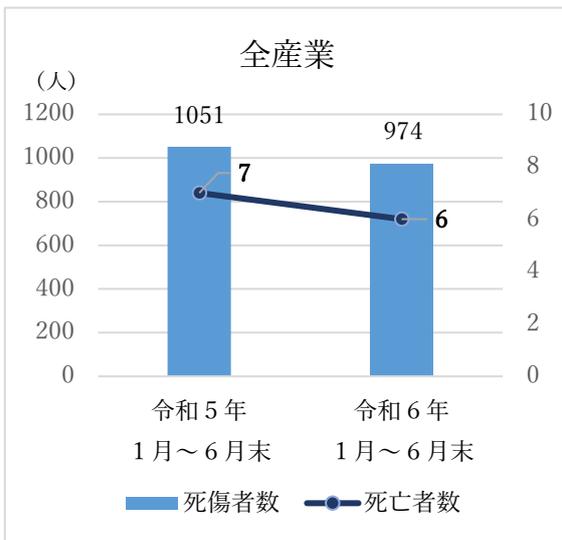


(4) 墜落・転落リスクアセスメントの実施状況



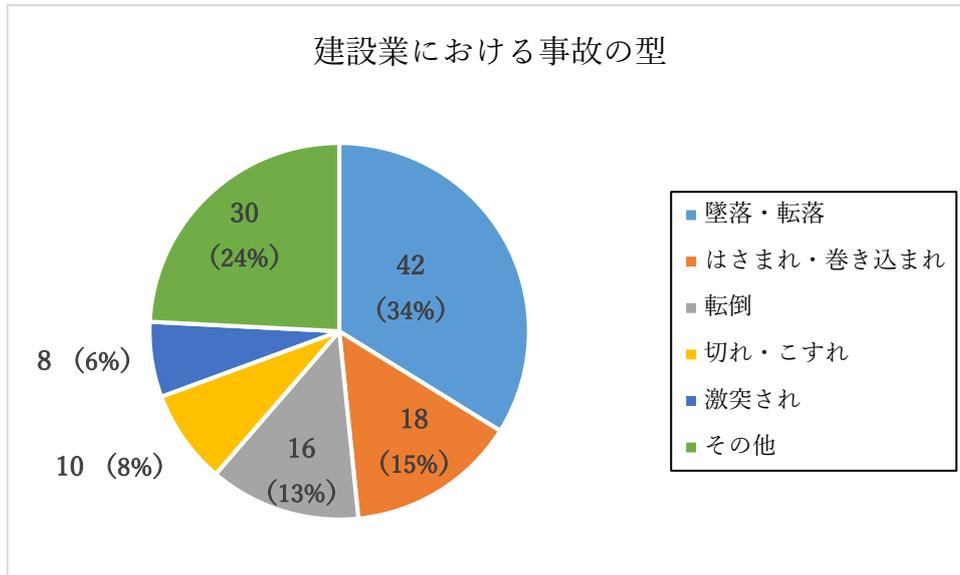
2 建設業の労働災害発生状況

令和6年6月末現在において、県内で発生した労働災害による休業4日以上の死傷者数及び死亡者数は次のとおりです。



※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

また、令和6年6月末現在、建設業における事故の型別労働災害発生状況は次のとおりです。



3 今後の取組

宮城労働局では、第14次労働災害防止推進計画（計画期間 2023年度から2027年度）に基づく労働災害防止の取組を推進しております。中でも、建設業については、

- ① 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上
- ② 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる

というアウトプット指標※を定め、関係機関等と連携して労働災害防止に取り組んでおります。

建設業における死傷災害は減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡災害が発生していることから、引き続き、墜落・転落災害の防止措置をはじめとした法令遵守の徹底及び労働者の安全確保のための措置の実施を事業者に指導するとともに、重大悪質な事案につきましては司法処分を含め厳正に対処してまいります。

※ アウトプット指標とは、本計画の達成に向けて、事業者において実施される事項を定めた行動指標のことです。